

# クリエイト かわら版



第 157 号 令和 3 年 8 月



## クリエイト通信 会長 小桐 正彦

土砂災害について、最近頻繁に報道がされておりますが、浜松市内でもおおくの地域で土砂災害が起こりえる箇所があります。災害が起こってからでは困ります。事前に土砂災害が起こる可能性がある箇所の確認が必要です。

土砂災害防止法では、崩壊した土石等によって、生活している方々の命や身体に危険がおよぶおそれのある場所を、危険性に応じて『警戒区域』と『特別警戒区域』に指定しております。

『警戒区域』は、崩壊した土石等によって、被害を受けるおそれのある区域です。この区域では、土砂災害を防止するための警戒避難体制が整備されます。警戒区域や避難場所等を記載したハザードマップが関係者に配布されるそうです。

『特別警戒区域』は、崩壊した土石等によって、住宅等

の建築物が破壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危険が生ずるおそれがある区域です。この区域で開発しようとしたり、住宅等の建築物を建築する場合は、許可や確認が必要になります。(静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課資料より)

雨の状況や土砂災害警戒情報等の気象情報に注意し、早めの避難を心掛けましょう。

皆様のお住まい付近に警戒区域等の指定があるか確認しておきましょう。

確認方法は、国土交通省(国土地理院)の

- 『重ねるハザードマップ』
  - ・静岡県地理情報システムの『土砂災害情報マップ』
  - ・浜松市防災マップ等で
- ネット検索をしてみてください。



### 8 月・9 月の上映作品



#### グリッド

ファストファッション帝国の真実

(イギリス・102分・PG12)

8月6日(金)～8月19日(木)



#### カムバック・トゥ

・ハリウッド!!

(アメリカ)

8月13日(金)～8月26日



#### ファンタジア(アメリカ)

8月6日(金)～8月19日(木)



#### 映画大好きポンゴさん(日本)

8月27日(金)～9月9日(木)



#### スーパーノヴァ (イギリス)

9月3日(金)～9月16日(木)



#### ブラックバード

家族が家族であるうちに

(アメリカ、イギリス・PG12)

8月13日(金)～8月26日(木)



#### ライトハウス

(アメリカ・R15+)

9月24日(金)～10月7日(木)



#### プロミシング・ヤング

・ウーマン

(アメリカ・PG12)

9月17日(金)～9月30日(木)



#### パンケーキを毒見する(日本)

9月24日(金)

～10月7日(木)



浜松市中区田町 315-34 笠井屋ビル 3F

TFL 053(489)5539

URL <http://cinemae-ra.jp>

本チラシをお持ちの方、3名様までお一人1,200 円に割引致します。  
有効期限:2021年9月末まで

## 開運アドバイザー 大庭 佳高 先生



自宅近くにできた〇〇に吉凶はあるのか②

前回は自宅近くにできたお店や施設などについて、その意味を説明しましたが、今回は2回目です。自宅から750m以内に何かできた場合、「あなた」にとって何か「意味」があるのかも？ということです。普段は見逃しがちな施設もあるので、散歩のついでに見てみると楽しいかもしれません。

◎家電屋、楽器屋、パチンコ店、ゴルフ場、発電所、変電所、電力中継塔ができた場合

- ・南にできた→家庭円満になる
- ・北にできた→問題が解決に向かう、臨時収入がある

◎郵便局、携帯屋、ペットショップ、花屋、ガーデニングショップ、焼鳥屋ができた場合

- ・東または北にできた→営業先や取引先が増えてくる、事業規模が大きくなっていく

◎銀行（本店支店）、役所、骨董品店ができた場合

- ・西にできた→人格が良くなっていく
- ・北東にできた→苦勞が去っていく
- ・西南にできた→否定されていたものが肯定に向かう、自己否定がなくなる、誤解が消える



参考になれば幸いです。（磐田結婚相談サービス代表 大庭佳高）

## 不動産のはなし 担当 山下 哲也

「競売のはなし」

最近ある競売物件に入札したので競売について少し書きたいと思います。不動産競売は民事執行法に基づき、金融機関などの債権者が差し押さえた不動産を、裁判所が主体となって売却する事です。住宅ローンが返せなくなり担保となっている住宅等が競売にかかる事が多いのですが、稀に何らかの金銭債務を争う裁判で負けて、所有している不動産を処分させられてしまうケースもあります。

不動産競売は裁判所で定期的に行われています。もちろん静岡地方裁判所浜松支部でも行われていて、昔は競売に出る物件の概要書（物件明細書・現況調査報告書・評価書等）は裁判所まで行き閲覧コピーしていましたが、今はそれらがネットですべて公開されていてダウンロード出来るようになっています。便利な時代になりました。ただし入札・開札の方法は恐らく昔と変わっていきま

せん。入札は所定の入札書に入札額を記入し、しっかり封をして決められた期間の間に必要な添付書類（保証金の証明書等）と一緒に裁判所に提出（郵送可）します。開札は決められた日時に裁判所内の会場で行われるのですが、こちらもアナログです。時間になると裁判所の競売担当(民事部)の職員が、入札書の入っている入札箱を持って入ってきます。そして時間になると入札箱を開け、入札書を価格順に並べかえ価格の低い順に名前と金額を物件ごとに発表していくのです。当然最後に呼ばれた方が最高額なので（その価格が事前に公表されている基準額以上なら）その方が買受人となりその物件を取得する権利を得ることになります。

開札の会場は、入札した人(個人・法人)でなくても入る事が出来ますし、予約もありません。興味がある方は競売のサイト（BIT 不動産競売情報サイト）で日程を確認して開札を覗いてみては如何でしょうか。

★無料個別相談会のお知らせ 毎月第3土曜日 午前9時～午前12時

専門家がお答えします！

税理士・司法書士・耐震診断補強相談士・社会保険労務士

相続アドバイザー・宅地建物取引士・ファイナンシャルプランナー

※ 電話にてご予約下さい TEL447-7941

相談予定日 8月21日・9月18日



発行所 地元で30年...

不動産・相続アドバイザー

クリエイト・ジャパン浜松西株式会社

〒432-8061 浜松市西区入野町16102-10

TEL 053-447-7941・FAX053-447-7948

Eメール: [curieito@ka.tnc.ne.jp](mailto:curieito@ka.tnc.ne.jp)

HP: <http://www4.tokai.or.jp/CURIEITO/>